

ては明らかにされていない。しかし、前述のように、1898年の任意保険制度は、就労期間中に行われた貯蓄について「高齢期および障害を負った期間において、もっとも根本的な生活上の需要を充足させるもの」と位置づけたうえで、任意保険制度に「この貯蓄を増加させる」という役割を与えていた。1919年法がこの1898年の任意保険制度を引き継ぐ性格を有していることからすると、年金給付と労働活動による貯蓄とを同視するという伝統的な考え方のうち、貯蓄の側面が強調された可能性が考えられよう。

要するに、障害老齢保険は、被保険者が障または老齢という事故にあった場合に、これによって生じた損害（具体的には、所得の減少および喪失）を填補するという目的を有している。しかし他方で、強制保険の前身であった任意保険の目的からすれば、労災保険等と比べて、貯蓄の強制および補助に近い性質を有していることも否定できない。このような2つの性質を反映させるものとして拠出方式は最も適している。なぜなら、納付した社会保険料額に応じて給付を支給しうると同時に、労働者の得ていた報酬と保険料とを比例させることによって、間接的な形ではあるが、この報酬と給付とを関連付けることができるためである。

(2) 二極化

こうした拠出方式は、1950年代から1960年代にかけて導入された自営業者の年金事業にも適用された。もっとも、この時期の被用者については23の報酬クラスが定められているのに対し、自営業者についてはみなし制が採用された点に差異が存在する。つまり、自営業者に関しては、被用者に関する23の報酬クラスのうち、下から3番目のクラスの適用を受けた。つまり、定額制である。この結果、自営業者の年金給付額は、拠出期間のみに比例することになり、所得の差は反映されなかった。

このような被用者と自営業者との取扱いの差が決定的なものとなつたのは、1968年以降である。すなわち、被用者に関しては、1968年

から 1969 年にかけての「熱い秋」と呼ばれる労働運動の成果として、従前の「拠出方式」に代えて「報酬方式」が導入されることになる（1968 年 4 月 27 日大統領令 488 号）。やはり、報酬を直接に年金額に反映させる報酬方式の方が、年金が「先送りされた賃金」であるという労働組合や左派政党の主張に即していたためであろう。他方、自営業者に関しては、導入当時の仕組みが維持された。この結果、イタリアの公的年金制度は、被用者につき報酬方式・報酬比例制、自営業者につき拠出方式・定額制という二極化の様相を呈するにいたった。

（3）定額制採用の根拠

このように、自営業者に関してみなし所得制（つまり定額制）が採用された理由として、立法者はいくつかの理由を挙げる。第 1 に、小規模事業主たる自営業者の経済状態はいずれも貧弱であり、そもそも、所得の差を考慮した制度設計を行う前提に欠ける。第 2 に、自営業者については、保険料に関する制度について、特別な配慮が必要である。そして第 3 に、公的年金の果たす役割は、最低所得の保障にとどまるべきである。

自営業者の年金制度が、経済的弱者保護としての性格を有していたことは、前記の通りである。このことは、第 1 の点を支持する根拠となろう。職人については、所得制限が設定されなかつたために、経済的に多様な者を含む可能性があったが、自営農や商人については所得制限（あるいは、これと同じ機能を果たすもの）の規定が置かれているため、対象者のすべてが貧困であり、所得の差を考慮する必要はないという理由付けが当てはまるものと思われる。

保険料に関する制度について特別な配慮が必要という第 2 の点は、職人に対して公的年金制度を拡張する際に指摘された点である。この点に関して、定額制の支持者は次のように述べている。「職人というカテゴリーの経済力は、きわめて多岐にわたる。ゆえに、それに応じた拠出の水準あるいはクラスを設けるべきだったかもしれない。しかし、このカテゴリーについては、保険料の決定を可能にする財政的基礎要

素が欠けているために、…拠出を公正に定めることが非常に難しい。実際、被保険者の所得にしたがって負担を考慮し、拠出の基準を定めれば、その基準は複雑なものになる」。このように、所得比例性を採用するメリットよりもデメリットの方が大きいと考えられたのである。

なお、こうした定額制支持者の主張については、所得比例制の支持者から、所得に関する直接申告制や選択制の採用という提案があった。しかし、「保険が強制的なものであるために、拠出の水準を個人の自由裁量に委ねることはできない」という理由により、この提案は受け入れられなかつた。この趣旨は、所得の不正申告が行われれば、所得比例制のもとでの年金水準が、生活保障としての実体を喪失しかねないということだろう。そのような事態は、老後の生活保障を確保するという公的年金制度の目的からは看過しえないのである。

公的年金制度の役割に関する第3の点も、職人に関する年金制度の立法過程において主張されたものである。こうした考え方には、次のような叙述に典型的に現れている。すなわち、「イタリアの経済構造の強化に伴い、私的保険が本来的な機能を完全に回復している」現在においては、「強制的保障だけでなく、補完的保障を行う補足的かつ任意的なあらゆる方式を発展させるために」、「私的保険が拡大する領域を残しておく方がむしろ適しているように思われる」。また、「このような補足的かつ任意的な方式は、もっとも弾力性に富んでいるために、…きわめて多様な状態にあると認められる主体に対し、実効的に調整を行うものとして最適であることは間違いない」。一方、「強制的システムにおいて、拠出水準やクラスの多様性を実現することは、回避すべきであるように思われる」。なぜなら、公的財源が投入される以上、社会保障手当は、「できるだけすべての関係者にとって平等な方法で」付与されるべきものだからである。以上から明らかのように、立法者は、公的年金と私的年金の役割とを明確に区別している。すなわち、公的年金については、定額給付を基本とし、所得の多様性を反映させるという役割は、もっぱら私的年金が担うものとされているのである。さ

らに付言すべきは、立法者は、このような公的年金と私的年金との区別を自営業者に限定する意図はなかったという点である。なぜなら、「この問題は、被用者についても存在している」のであり、被用者について「障害および老齢のための任意保険の再検討および現代化をできるだけ早く行うことを期待する」と述べられているためである。

以上に加えて、被用者について最終報酬に基づく報酬方式が採用されたことが、自営業者に対して所得比例制を導入する障壁となった。すなわち、このような報酬方式による年金の給付は、社会保険料の増額のうえに成り立っていた。そして、このように保険料の増額が可能であったのは、増額に伴う財政負担の多くを使用者が負担していたためである。しかし、自営業者の場合には、このような保険料を自ら負担しなければならなかつたために、被用者と同等の取扱いをすることが困難だったのである。

(4) 所得比例制の導入

しかしながら、自営業者に関する年金制度と定額制との関連性は、次第に修正されるようになる。まず、自営業者に対して、部分的に所得比例で保険料が徴収されるようになった(1982年2月25日法律52号)。

このような制度の変更は、定額制の支持者が想定していた公的年金制度の目的や性質と、実際のそれとが管理したためと考えられる。

たとえば、上記(3)で述べた定額制採用の根拠のうち、自営業者の経済状態に関する第1の点については、公的年金制度の適用が拡大するにつれて、その経済状態に対する評価が変化したものと思われる。つまり、前述のように、自営農や商人について定められた所得制限は、段階的に引き上げられ、最終的に撤廃されている。これにより、自営業者の年金制度についても、多様な経済力を有する者が含まれるようになった。

このような被保険者の多様化は、拠出に関する仕組みについて指摘された第2の点との関係で、定額制と所得比例制の有するそれぞれの

利点および欠点を再評価する契機となったように思われる。すなわち、所得比例制の採用（より正確にいえば、所得の不正申告）により生じる弊害、つまり、年金水準の低下とそれに伴う老後の生活保障の形骸化は、定額制の採用によって常に回避しうるとは限らない。なぜなら、定額制のもとでは、保険料負担能力の差を考慮して保険料を低額に定める必要があり、その結果として、給付もまた低水準になりやすいためである。

こうした傾向は、とくに、イタリアのように瞭然たる経済格差（南北間格差）が存在する国で、顕著に現れてくる。実際、自営業者に関して、23クラスのうちの下から3番目というみなし所得の設定は、南部の後進地域に配慮した結果である。したがって、仕方のない設定であったとはいえ、高所得者ばかりでなく、平均的な所得層の自営業者にとっても、低額で不十分な給付水準とならざるをえなかつた。こうした状況を受けて、職人および商人のカテゴリーからは、1970年代後半以降、所得比例制の導入が強く要求されていた。実際、このように、定額制の欠点が現実化しやすい社会においては、所得比例制に対する肯定的な評価の方が相対的に高まるといえよう。

さらに、公的年金と私的年金との役割分担に関する第3のような考え方については、被用者に対して報酬比例制の年金方式が維持され続けたことにより、被用者の領域では放棄されたと考えることができる。換言すれば、所得の多様性は、公的年金制度においても尊重されるべきという考え方が確認されたことになろう。

被用者に関して、従前所得保障という性格が維持された以上、自営業者のみに公的年金の役割を限定する考え方を適用する理由はないだろう。また、実際にも、被用者および自営業者それぞれの制度に、様々なタイプの労働者が含まれるようになったために、被用者および自営業者の制度を区別する合理的な理由が見出しがたかったといえる。すなわち、被用者に関する年金制度には、在宅労働者や家族労働者、協同組合の組合員など、従属性の要件を満たしているかに関して曖昧な

点がある労働者が含まれている。実際、この在宅労働者や家族労働者に関しては、自宅で働く職人との区別が困難である。また、一般に、商人に関する年金事業への加入を義務付けられた商業エージェント・代理業者、仲買人および仲介業者などの準従属労働者と被用者との均衡も問題となろう。さらに、これ以外の準従属労働者に対して保険義務を拡大する際には、被用者年金基金に含めるのであれ、他の自営業者同様に独立事業を設立するのであれ、いずれの制度の適用を受けるかによってかなりの差が生じる従来のシステムを見直す必要があったと考えられる。以上のように、1950年代から1960年代にかけての自営業者のための年金制度の成立時に主張された定額制採用の根拠は、被保険者の拡大およびそれに伴う被保険者の多様化が進むにつれて、その妥当性を欠くか、相対的に重要性が低下したと考えられる。1990年には、農業分野以外の独立労働者に対して報酬方式が導入され、完全な所得比例拠出・給付方式が採用されることになるが（1990年8月2日法律233号）、その背景には、こうした状況の変化があったといえよう。

（5）制度の合理化

この1990年8月2日法律233号により自営業者への適用が定められた報酬方式は、基本的に被用者に適用されたものと同じである。このため、ある被用者の報酬とある自営業者の所得が同額で、保険料を納付した期間が同じであれば、当該被用者と自営業者はほぼ同額の年金を受給することになる。

しかし、自営業者について被用者と同じ報酬方式を適用することは、1つ決定的な問題があった。保険料の取扱いである。

自営業者に対して被用者と同水準の保険料（1990年代初めの被用者の保険料率は26%から27%台。うち、労働者負担分が7%から8%台）を課すことは、自営業者が基本的に単独で保険料を負担することを考えると困難である。とくに、経済力の乏しい小規模の自営業者にとって、所得の30%弱もの保険料を負担することは、きわめて過重である。

したがって、自営業者については、被用者よりも保険料率を引き下げるえない。実際、1990年に導入された報酬方式のもとでも、自営業者に適用された保険料率は、被用者の約2分の1（1990年で12%、1993年以降15%）であった。しかしこの結果、自営業者は、被用者と同額の年金を、被用者の約半分の保険料負担によって受給できることとなつたのである。こうした保険料と年金給付との不均衡は、就業形態を歪める可能性を孕んでいるといえる。つまり、労働者側からみれば、被用者であろうと、自営業者であろうと、それほど大差ない保険料負担で同額の年金給付を受けうる。一方、潜在的に使用者となりうる者についてみると、被用者を雇用するか自営業者を用いるかによって、保険料負担が全く異なるので、できれば被用者を雇うこと避けようとするだろう。あるいは、保険料負担を回避するために、重蔵労働関係を隠蔽・仮装することも考えられる。したがって、自営業者についても、保険料と給付との均衡を確保し、また、年金制度が就業形態に与える影響をより中立的なものにするには、制度に修正を加える必要があったのである。

そのための方法として、1990年当時の立法者は、自営業者と被用者に同水準の保険料率を適用することを念頭に置いていた。しかし、この方法を実際に用いることは容易ではなかつたと考えられる。まず、自営業者の保険料率を引き上げることは、前述のように、小規模の自営業者の負担を考えると困難である。結局のところ、このような自営業者のためには、国が何らかの形で負担を引き受けることが必要になるだろう。こうした財政負担は、強制的年金制度の適用を受ける自営業者が少數である限り、相対的に小さなもんで済むかもしれないが、自営業者に対して制度を拡大するというイタリアの一般的な傾向のなかでは、財政を圧迫する要因となることが予想される。他方で、被用者の保険料率を自営業者の水準に引き下げることも、イタリアにおいてはほとんど不可能である。なぜならば、少なくとも現在は、今後予想される急激な高齢化に備えて、現在適用されている保険料率の水準

を維持していかなければならないためである。

このように、イタリアにおいて自営業者と被用者とを保険料の側面において完全に同一に取り扱うことには限界がある。したがって、1995年の年金改革（1995年8月8日法律335号）においては、自営業者と被用者との保険料率の差を前提としたうえで、問題点の改善を目指すことになった。つまり、拠出方式の再採用である（詳しくは、昨年の報告書を参照）。

これによって、自営業者と被用者との保険料率に差を設けると同時に、自営業者についても保険料と給付の均衡を確保することが可能になる。また、準従属労働者に関して、その注文主に対して保険料負担の義務が課されたことも、被用者との均衡を図るためと考えられる。これによって、注文主が準従属労働者を利用した場合と、使用者が被用者を雇った場合との労働コストの差は、従来よりも相対的に小さくなる。この限りにおいて、公的年金制度が就業形態に与える影響は、より中立的になったと評価できよう。

4. おわりに

イタリアの公的年金制度が、日本の制度のように自営業者と被用者とを峻別する制度から、現在のように同等に待遇する制度へと変容してきた背景には、年金制度が就業形態に対してより中立的であるようという配慮があったものと考えられる。日本でも労働市場の流動化が顕著になる今、自営業者と被用者とを峻別する現在の日本の制度が、これからも妥当性を有するとは限らない。イタリアの経験は、日本の制度にとっても参考になる点があるといえよう。

図 拠出および給付方式の変遷

	被用者		自営業者	
	保険料	年金	保険料	年金
1919年	報酬比例	拠出方式 (報酬比例)	報酬比例*	拠出方式* (報酬比例)
1950年代 ～1960年代			定額制	拠出方式 (定額制)
1968年		報酬方式 (報酬比例)		
1982年			定額制+所得比例	拠出方式 (定額部分+所得比例部分)
1990年			所得比例	報酬方式 (所得比例)
1995年	↓	拠出方式 (報酬比例)	↓	拠出方式 (所得比例)

*ただし、折半小作農および借地農のみ。また、土地の所有者の反発のために、ほとんど実施されなかったようである。

第7章 フランスにおける自営業者の年金制度

神戸大学 関根由紀
東北大学 嵩さやか

はじめに

1 フランスの公的年金制度の概要：一般制度と自営業者の制度¹

1.1. 公的年金制度の発展

フランスの公的年金制度は、19世紀の船員・軍人・公務員を対象としたごく限定的な職域保険に始まり、20世紀に入ってから徐々に「一般化」されていった。しかし、一般化といっても日本のように全国民に共通の制度を創設するのではなく、実際には制度の細分化という形でそれはなされていった。また当初の年金制度は、低所得者層を対象とする積立方式の制度で、財政は極めて不安定だったため1930年代の経済恐慌などの影響を受けてあえなく崩壊し、実際に機能する公的年金制度ができたのは第二次大戦終了後である。

1945年、政令により初めて被用者全体を適用対象とする一般的な年金制度が創設され、労使による保険料負担、及び賦課方式が新たに導入された。この時に現在の公的年金制度の中核をなす一般制度（Régime général）の基礎が完成した。（現在、一般制度は現役加入者1650万人、年金受給1075万人と、全労働力の約2/3が加盟する最大の制度となっている）。

1年後の1946年から、老齢年金保険を国民全体に一般化する試みが開始したが、それは創設者達の構想（特に戦後、乱立する社会保険制度を統一し、全国民を保護する単一的な社会保障を樹立することを目指していた「社会保障計画」（P. Laroque氏が作成した「ラロック・プラン」））に反する形で進展した：

- ① 船員、軍人、公務員等の職域保険（régimes spéciaux）の存続がまず暫定的に、

¹ 基礎資料：M. de Montalembert 編, « La protection sociale en France », notices de la documentation française ; Mémento « les pensions de retraite 2005-2006 », « Social 2005-2006 » (Mémentos pratiques Francis Lefebvre)

そして後に恒久的に認められた²；

② 非被用者（自営業者）団体は、被用者と同じ制度に加入することに当初から抵抗し（保険料負担の増加に対する経済的抵抗と、労働者と一緒にになりたくないという感情的抵抗の両方が存在した³），独自の制度を保持することを強く要求した。こうして 1948 年に 3 つの社会職能層（catégories socio-professionnelles）に関し独立した年金自治制度（régimes autonomes）が誕生した：

- ・ 商工業自営業者（industriels et commerçants）→ ORGANIC
- ・ 手工業者（artisans）→ CANCAVA
- ・ 自由業者（professions libérales）→ Cnavpl

の制度である。

この後、各職域に関する制度整備が引き続き行われ、1978 年に最後に残っていた牧師・聖職者の制度ができ、やっと全職域の就労者が全て何らかの公的年金制度に含まれることとなった。

農業従事者に関しては、農業共済組合（Mutualité Sociale Agricole）という独自の制度がもとから存在しており、維持された。

1.2. 細分化された複雑な制度

（1）強制加入制度

①基礎制度（1 階部分）

このようにフランスの公的年金制度は、国民全体に一般化する過程で多数の独立した職域別制度が併存する複雑な制度として形成されていった。こうして現在では、就労者に関し約 20 の強制加入の基礎制度（1 階部分）が併存している：

●被用者

- ・ 商工業被用者：一般制度（全国被用者老齢保険金庫(CNAVTS)による運営）
- ・ 農業被用者：農業共済組合(MSA)
- ・ 公共部門の被用者：諸種の特別制度（例：国家公務員制度）

² この一般化の初期の段階での妥協が、統一化の失敗の始まりであったとも言われている（田端博邦「(フランス) 社会保障の歴史」、藤井良治・塩野谷祐一編「先進国の社会保障⑥—フランス」115 頁）

³ Kessler (F.), Droit de la protection sociale, 2^e éd., 2005, p.85.

●非被用者

- ・ 商工業及び手工業自営業者：自営業者の社会保障制度(RSI)⁴
- ・ 自由業者：全国自由業者老齢保険金庫(CNAVPL)（傘下に 11 の職域別金庫がある）
- ・ 農業自営業者：農業共済組合 (MSA)
- ・ 弁護士：フランス弁護士全国金庫(CNBF)
- ・ 聖職者：聖職者老齢・障害・疾病保険金庫 (CAVIMAC)

②補足制度（2階部分）

基礎制度（1階部分）に加えて、ほとんどの就労者（被用者・非被用者）に関して強制加入の様々な補足制度（2階部分）も併存しており、全体的に更に複雑になっている。例えば被用者の中の管理職（cadres）に関しては、従来企業独自の福利厚生として死亡・障害・疾病保険が存在し、十分な保障を受けていたため、当初は一般制度への加入を拒否していた。最終的には管理職も一般制度へ加入することとなったが、妥協策として保険料の算定基礎となる所得額に上限が設けられ(*plafond de sécurité sociale*)、従来の福利厚生的制度は補足制度（régimes de retraite complémentaire）として維持された（具体的には AGIRC）。

その後、非管理職の被用者についても補足制度が整備されてゆき（代表的なものとして ARRCO）、1972年12月29日の法律では商工業及び農業被用者について、補足制度への加入が強制化された。

また、2003年年金改革（年金改革に関する2003年8月21日の法律による改革）では、商工業自営業者についても強制加入の補足制度が導入されている。

このような多数の制度の併存は様々な弊害を及ぼしていることは言うまでもない。運営費及び事務処理費はかかり、同時に複数の身分で就労している場合の調整が困難であり、受給額の算定においては不公平が起きている⁵。また制度間の財

⁴ 従来の商工業自営業者のための制度(ORGANIC)と手工業自営業者のための制度(CANCAVA)とが2006年に合併してRSIになった。

⁵ 2003年年金改革では、複数の制度に加入していた労働者の受給額算定における不利益を解消するため、個別の制度に加入している期間ごとではなく、全職歴を通じての最良の賃金を各制度での年金受給額算定の基礎とする改正が行われた。

政調整は各制度内部での現役者と受給者の割合の変化を調整し、国民連帯の理念のもとに正当化されるが、今まであまり認知されていなかったところ、徐々に知られるようになってきており、疑問視されるようになっている⁶。このため、制度の簡素化、統一化は重要な政策課題となっており、最も有効な手段として制度の統合が進められてきている。補足制度についてはすでに、その多くが最も代表的補足制度である AGIRC 又は ARRCO に吸収される形で統合されてきている。

（2）高齢者のための最低所得保障制度

また、保険料拠出が不十分、又は不可能であった者に対しては、無拠出制の老齢者最低所得保障制度（minimum vieillesse）があり、年金受給権を全く有しない者に支給される老齢特別手当（allocation spéciale de vieillesse）と、基礎年金が一定額に満たないときに支給される年金加算（majoration, allocation supplémentaire）とに分かれる。ただし、2004年6月24日の老齢者最低所得保障制度の簡略化に関するオルドナンスによる改正で、これらの複数の給付によって構成されていた老齢者最低所得保障制度は、2006年1月より「高齢者連帯手当（allocation de solidarité aux personnes âgées）」という単一の給付に統合されることになった。

1.3. 年金制度全般に共通する問題

（1）少子化・高齢化による影響

フランスは、先進国の中では高齢化の進行が比較的緩やかではあるものの、やはり社会保障財政は例外なく高齢化による影響を受けており、90年代初頭より数回に渡って、満額年金の受給に必要な期間の延長、平均所得の算定基礎の変更など、財政調整のための年金改正を行ってきた。少子化・高齢化の進行が比較的遅い反面、フランスでは早期退職による年金受給開始年齢が他国と比較して相対的に低い⁷ということが、年金制度の人口構成（現役人口と年金受給人口の比率）に

⁶ « Retraites et prévoyance d'entreprise 2005-2006 » *Mémento pratique Francis Lefebvre* ; p. 900-901

⁷ 70年代に失業率が上昇したため労働市場からの早期引退を促進する政策が採られた。現在、55歳～64歳までの人口の活動率は37%であり、同年齢層の失業率が9%だということを勘案すると、雇用率は34%である。60歳～64歳では雇用率は10.1%である（"La

悪影響を及ぼしている。2000年5月に首相の諮問機関として設置された年金調整会議（Conseil d'orientation des retraites “COR”下記参照）の予測では、現行制度のままで年金給付にかかる費用は2000年から2040年の間に国内総生産（PIB）の12,6%から16,7%に膨れ上がり、支給開始年齢の引上げのみで調整するならば2040年までに67歳にする必要があり、保険料での調整ならば+9,2%で保険料率を34,9%に設定する必要があると試算している。

図表：フランスの人口高齢化予測

	2000	2020	2040
60歳以上人口	38%	53%	73%
20歳～59歳人口			

« Retraites et prévoyance d'entreprise 2005-2006 » *Mémento Francis Lefebvre* ; p. 889

(2) 世論の重み

年金の問題は国民にとって重要な関心事であり、制度改革を行うにあたって、世論は非常に大きな影響力を持つ。例えば年金額の引き下げには、国民の強い反発があり、改正措置が国民に受け入れられなければ大規模ストなどにより阻止されることもしばしばである。国民の約半数が、将来、年金受給者の生活水準が悪化すると考えており、特に女性と被用者が悲観的な見方をしている。対照的に管理職、及び自由業など、比較的高所得者層は楽観的な見解を示しており、将来の年金生活者は今よりも状況がよくなると考えている⁸。世論は老後の生活を保障するため、加入期間の延長、引退年齢の引上げ、保険料負担の増額などには比較的理解を示しているが、年金額の減額には強い抵抗を示している。また、調査によれば半数近くの人が、賦課方式による公的年金制度に加えて、追加的な積立方式による個別年金の創設を望んでいる⁹。言い換えれば国民は老後の所得保障のために、現在の負担を増やすことに理解を示しており、むしろそれを望んでいるとも言える。ここでは、日本のような年金不信による抛出拒否というような反応はあ

protection sociale en France”, p. 83)。

⁸ Montalembert op.cit., p. 84

⁹ ibid.

まり見られないが、これは福祉国家としての国家への信頼が潜在的に存在するため、あるいは、社会保険料が税金と同様に厳しく徴収されるためと考えられる。また、留意すべきことは、フランスでは年金受給権を得るために必要な加入期間はなく、1四半期でも加入期間があれば理論上、受給権が発生する（ただしこの場合には年金額が非常に少ないため、一時金の形で支払われる）。年金の受給開始可能年齢 (*âge minimum*) は 60 歳¹⁰、満額年金(*retraite au taux plein*)が無条件で受給できる年齢は 65 歳となっている¹¹。

(3) これまでの主な年金制度改正

1993 年、バラデュール首相の下で一般制度（被用者年金）に幾つかの重要な修正が加えられた：

- ・ 65 歳以前でも満額年金を受給できるための加入期間が 2003 年までに、150 四半期 (37,5 年) から 160 四半期 (40 年) に延長された。
- ・ 年金額の算定基礎となる平均賃金が、2008 年までに段階的に、最も賃金の高かった 10 年間から、最も賃金の高かった 25 年間の賃金へと変更された（結果的に年金額の引下げに値する）
- ・ 賃金算定における賞与額、及び年金額の再評価は、物価指数ではなく、賃金上昇率によって行われる。

ジョスパン政権下では、1998 年から 1999 年にかけて労使代表、内閣代表、年金金庫代表者などが参加し、年金の行く末に関する大規模な協議が行われた結果、1999 年に「年金準備基金」(Fonds de réserve des retraites) が設置され、租税などから財源を投入し賦課方式年金の存続を確保することとなった。

2003 年 8 月 21 日法は、公務員制度を含めた全ての制度に関する初めての重要な制度改革を行った。改革の主な内容は、年金の満額受給に必要な加入期間（現

¹⁰ 若い年齢で働き始めたために 60 歳以前で 40 年以上の拠出期間があるなど、一定の条件を満たす場合、60 歳以前に受給を開始できる。

¹¹ 65 歳未満でも長期の保険加入期間（現在では 160 四半期）があるなど一定の条件を満たしている場合は 65 歳未満でも満額年金が受給できる。「満額」というのは、年金額の計算の際に用いる「支給率」が最高の 50% であることを示し、65 歳未満で年金受給を開始し、かつ保険加入期間が 160 四半期を下回る場合には、不足期間に応じて支給率が下がる。

在 40 年¹²⁾ を徐々に延長するということ、これを公的部門の就労者にも適用することなど、公的部門の年金制度と民間部門との整合性を図ることであった。COR(年金調整会議)の試算によれば、この改正により、平均年金受給開始年齢が公的部門では 1945 年以降に生れた世代について 2 年～2.5 年近く引上げられることとなり、引退を決める年齢に関する心理的影響としては公的部門の就労者の 50%，民間部門では 30% に働くであろうと予想されている¹³⁾。

2 フランスの非被用者の年金制度

2.1 概要

上に述べたとおり、フランスの年金制度は職域別に細分化されており、それぞれの制度は独自の管理運営組織によって運用されている。非被用者に関しては、これまで 5 つの独立した金庫による運営がなされていたが、2005 年の組織改革により、商工業と手工業の年金金庫①と②が統合され、本年(2006 年)1 月より、一つの制度（自営業者の社会保障制度：Régime Social des Indépendants (RSI)）となった：

- | | |
|-----------------------------|---|
| ① 商工業自営業者年金機関(ORGANIC) | + 医療保険金庫(CANAM)の 3 金庫が統合、
2006 年 1 月より「自営業者の社会保障制度」
(RSI)となった |
| ② 手工業自営業者年金金庫(CANCAVA) | |
| ③ 全国自由業者老齢保険金庫(CNAVPL) | |
| ④ フランス弁護士全国金庫(CNBF) | |
| ⑤ 聖職者老齢・障害・疾病保険金庫 (CAVIMAC) | |

このうち、①と②は被用者を対象とした一般制度にルールが非常に接近しているが、他方③と④は強い独自性を保っており財政的にもゆとりがあると言われている。

図表：自営業者の年金制度と加入者数

¹²⁾ 2003 年年金改革より、年金の満額受給のための加入期間は、当該期間と平均受給期間との割合が 2020 年まで同じであるよう、計算されることとなっている。(Mémento Francis Lefebvre « Retraites et prévoyance d'entreprise 2005-2006 »; p. 45)

¹³⁾ Montalembert, op. cit., p. 86

自営業者	基礎年金制度	補足年金制度
農業自営業者	農業共済組合 (MSA) 1 800 000	強制加入の補足年金 2002年3月4日法
手工業自営業者	CANCAVA (730 000)	→ RSI
商工業自営業者	ORGANIC (510 000)	
自由業者	CNAVPL・CNBF (弁護士) (不明)	

"La protection sociale en France", *Les notices de la documentation Française*, p. 79

2.2 商工業自営業者・手工業自営業者の年金制度 (RSI)

(1) 保障範囲：強制加入の基礎的年金(régimes de base)+強制加入・任意加入の補足年金 (régimes complémentaires)

(2) 加入者 (社会保障法典 L.622-3、L.622-4) : ①商業登記簿に登録される職業活動を営む全ての者 (被用者・船員を除く)、又は職業税 (taxe professionnelle) を課税される個人事業主、及び政令で定める職業の者 (新聞売りキオスク、占い師、コインランドリー経営者など、小規模事業主など) ; ②職業目録 (Répertoire des métiers) に記入されている職業を営む者、またはそのような事業の共同出資者；③管理者で被用者ではない者；④当該事業活動に実際に関わっている家族の者。

(3) 基礎的年金：一般制度 (régime général) とほぼ同規定 (社会保障法典 L.634-2)

- 年金額=最高の 25 年の平均年収額×支給率 (最高 50%) × (RSI での加入期間 ÷ 160 四半期¹⁴)

- 支給開始年齢：60 歳 (満額年金受給年齢：65 歳 (又は 160 四半期以上の加入期間))

- 満額率 (50%) の年金受給権がある場合には年金に下限(pension minimale)と上限 (pension maximale) が設けてあり、平均所得に関わらず適用される。 (満額最低年金は月額約 7 万 5 千円 (年額 6,402 ユーロ)、最高額は月額約 17 万円 (年

¹⁴ かつては、当該制度での加入期間を 150 四半期で定めていたが、2003 年年金改革により、段階的に 160 四半期へと引き上げられている (2008 年 1 月 1 日より 160 四半期となる)。

額 14,592 ユーロ)。

(4) 基礎的年金の保険料：法定控除前の所得税の課税事業所得（上限と下限が定められている）に 16,45% の保険率を乗じた額

(5) 補足制度（2003 年年金改革により強制加入化）：課税事業所得に 6,5% を乗じた保険料を財源とし、年金額は拠出期間に応じた点数 (points) に、一点あたりの額を乗じた金額となる。

(6) 商工業自営業者制度の中での人口構成：2004 年の人口構成では、受給者 1 人当たりに 0,73 人の現役者となっており、受給者よりも現役者のほうが多い人口構成となっている。1998 年から 2004 年にかけて加入者数は 11,40% 増加しており、このうち年金受給者の増加率が 6,17% に対し、現役加入者の増加率が 14,48% となっているため、2001 年以降、人口構成は改善している。（1994 年～2001 年この比率は約 6,8% と低かった）¹⁵

2.3 自由業者の年金制度 (CNAVPL)

CNAVPL の傘下には、11 の職域金庫が入っている。

(1) 保障範囲：強制加入の基礎的年金 + 強制加入・任意加入の補足制度 + 強制加入・任意加入の上乗せ年金制度

補足制度については、社会保障法典 L.644-1 により、「デクレは、CNAVPL の理事会の要請に応じて、基礎制度への加入義務者の意見調査による諮問を経た後に、職能集団全体について、あるいは特定職能活動について、強制加入の補足年金制度を創設することができる」とされている。実際、ほとんど全ての職域について強制加入の補足制度が創設されている¹⁶。

(2) 加入者（加入職域金庫）(社会保障法典 L.622-5) : 裁判所補助吏等 (CAVOM)、医者 (CARMF)、歯医者 (CARCD)、薬剤師 (CAVP)、助産婦 (CARSAF)、運動療法師 (CARPIMKO)、獣医 (CARPV)、保険代理人 (CAVAMAC)、公認会計士 (CAVEC)、建築技師及びその他の自由業者 (CIPAV)、公証人 (CRN)

(3) 基礎的年金

2003 年年金改革により、CNAVPL の年金受給要件が一般制度の要件に平準化

¹⁵ ORGANIC, Rapport d'Activité 2004, « Les fruits de la réforme », p. 12

¹⁶ Dupeyroux (J.-J.), Droit de la Sécurité sociale, 15e éd., 2005, p.944.

されたが、年金額の計算方式は CNAVPL 独自の方式が維持された。

- ・年金額：支払った保険料額に基づいて計算されたポイントの総数に 1 ポイントの価格（2007 年では 0,512 ユーロ）を乗じて算出する。ポイント数（年）は、社会保障上限額の 85%（2007 年では 2 万 7356 ユーロ）までの収入 60,79 ユーロ（2007 年）ごとに 1 ポイント（上限 450 ポイント）、それを上回り社会保障上限額の 5 倍（16 万 0920 ユーロ）までの収入については、収入 1335,64 ユーロ（2007 年）ごとに 1 ポイントとして計算する。
- ・支給開始年齢：60 歳（満額年金受給年齢：65 歳（又は 160 四半期以上の加入期間））

(4) 基礎年金の保険料：社会保障上限額の 85%までの収入について 8,6%、それを上回り社会保障上限額の 5 倍までの収入について 1,6%。

(5) 人口構成：被保険者は約 50 万人であるのに対し、年金受給者は 18 万人である。

2.4 ORGANIC のインタビューでの主要な論点：

- ・日本の問題との比較で、未納・未加入問題は存在するかについて：

→フランスでは 1984 年以降、起業した場合に 3 ヶ月以内に「企業登録機関」(Centre de formalité des entreprises EDI-CFE；現在ではコンピュータ化)という機関に登録することが義務づけられており、商工業者も手工業者も登録を行う必要がある。CFE では税・社会保障上の手続きが全て集権的に管理されており、営業上必要となる「社会保障費納付済証明書」の発効も行うため、加入漏れは 1% 未満（実質的には閑業者のみ）である。稀に税務監査の際に加入漏れが発覚する場合があり（事業を行っているという認識がない零細事業所など），原則的には罰則・遅延金が課されるが、悪意がなければ罰則は減額される。

- ・年金制度の一般化が職域による細分化を進めた要因について：

→第二次大戦後に年金制度の一本化が試みられたが、主に自営業者から強い反発にあり、実現できなかった。これは起業家・自営業者が被用者と同じ制度に入らされることを警戒し、独自の制度を保持することに固執したからである。このことにより、独立した多数の職域保険が併存する体制が生まれた。しかし 1966 年の会社法改正により、有限責任企業への移行が奨励され一般制度に多数の加入者

が流入したことと、産業間の格差により制度間に財政的不均衡が生じた。このよ
うな制度間の人口構成的、財政的不均衡を是正するため、制度間の財政調整
(compensation)が 1974 年より実施された。

2005 年現在、財政赤字を免れているのは被用者の一般制度のみであり、財政調整の核となっている。このような財政調整は一般制度の加入者（被用者）が急激に増加したことと、自営業の子の世代が多数被用者となっているということから、国民連帯・世代間連帯として十分に正当化できる。ただし、このように被用者制度から自営業者の年金制度に向けて財政調整が行われていることは、被用者に特に知らされていないため、一般にはあまり知られていない¹⁷。ORGANIC の場合、基礎的年金部分の財源の実に 37,11%がこの財政調整に頼っており（保険料は全財源の 59,40%），一般制度に非常に頼っている（2004 年のデータ）。

- ・ 「年金調整会議」 COR (Conseil d'orientation des retraites)について：
→2000 年 5 月に、労使の代表、議員、および各分野専門家で構成された年金調整会議が首相の付属機関として設置され、今後の年金財政を診断し、経済的、社会的、人口動向的因素を加味して年金への影響を評価し、それに対応することを目的とする。これまでに 2001 年と 2004 年に報告書を出している。
- ・ 2003 年年金改革について：
→商工業・手工業自営業者について強制加入の補足制度が導入された。これは、基金の運営を行う自営業者代表（選挙で選任される）の 80%の同意を得て創設され、事業所得に課される 6.5%の保険料を財源とする。保険料負担の増加はこれまで比較的容易に受け入れられてきている。どちらかと言えば、一般制度（被用者制度）出身者のほうが自営業者でずっときた人よりも一層、社会保障費用を負担することに対する理解度が高い。
- ・ ORGANIC・CANCAVA・CANAM（商工業・手工業・自由業者の医療保険金庫（医療保険に関しては既に一つの機関が行っている））の統合について：
→2006 年より、上記の 3 つの基金が一つの機関に統合され、「自営業者の社会保障制度」（Régime Social des Indépendants : RSI）となった。これは、企業經營

¹⁷ ORGANIC で聞いたこのような話は、しかしこの財政調整が少しずつ一般に知られることとなっており、疑問視され始めているという、前掲注(4) Mémento « Retraites et prévoyances d'entreprise », p.900-901 と矛盾しない。